

一般廃棄物の資源化施設の立地に関する基準

(平成14年12月20日 市長決定)

(令和6年1月22日 改正)

第1 趣旨

この基準は、神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱(以下「指導要綱」という。)第7条の規定により、一般廃棄物の資源化施設の立地等に関し必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによる。

第3 立地禁止区域

設置者は、一般廃棄物の資源化施設を次に掲げる区域に設置してはならない。

- (1) 学校、病院、診療所、図書館、博物館及び社会福祉施設に係る土地の敷地境界から一般廃棄物の資源化施設に係る土地の敷地境界までの距離が、100m以内の区域
- (2) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の風致地区
- (4) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第1項の国立公園
- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の保安林
- (6) 砂防法(昭和30年法律第29号)第2条により指定された土地の区域
- (7) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域
- (8) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の農用地区域(農業用施設用地を除く。)
- (9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の鳥獣保護区
- (10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (11) 環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)第95条第1項の環境緑地保全地域
- (12) 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例(平成9年神戸市条例第50号)第47条第1項の文化環境保存区域
- (13) 神戸市市民公園条例(昭和51年条例第16号)第27条第1項の市民の木と一体となった土地の区域及び市民の森
- (14) 緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例(平成3年条例第2号)第4条第1項の緑地の保存区域

(15) 前各項に掲げるもののほか、環境局長が必要と認める区域

第4 設置禁止施設

設置者は、以下に掲げる施設を設置してはならない。

- (1) 移動式施設
- (2) 焼却施設(炭化施設を除く。)
- (3) 最終処分場

第5 敷地の規模

資源化施設に係る敷地の面積が次の規模未満のものを設置してはならない。

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 積替え・保管施設以外 | 500 m ² |
| (2) 積替え・保管施設 | 100 m ² |